

# 全国一斉！ 法務局 休日相談所

日常生活の様々な  
心配ごと、困りごと・・・

土地・空き家等の相続の登記や抵当権の抹消の登記に関するご相談

会社・法人の設立の登記や役員の変更の登記に関するご相談

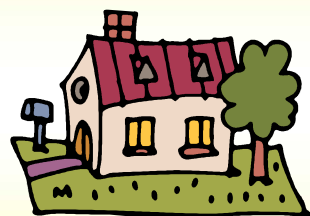
隣地との筆界に関するご相談

「戸籍・国籍」「いじめなどの人権」に関するご相談

地代・家賃の供託に関するご相談

「相続登記」を放置していませんか？

相続が2回以上重なると  
登記手続きがますます難しくなります。



日にち

平成29年

10月1日 (日)

午前10時～午後4時 (午後3時受付終了)

場所

静岡地方法務局【予約優先】

(静岡市葵区追手町9-50)

【お問合せ】静岡地方法務局 総務課

054-254-3555 (音声案内5番) 平日 午前8時半～午後5時15分

ご相談は  
無料です！

このほか、遺言、後見など  
公正証書に関するご相談も  
お受けします。

法務局職員  
人権擁護委員  
公証人  
司法書士  
土地家屋調査士

ご相談を  
お受けします！

＜秘密厳守＞

【詳しくはこちらまで】

法務局ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/shizuoka/>



人権イメージキャラクター  
人KENまもる君

人KENあゆみちゃん

未来につなぐ相続登記

無料

# 講演会のお知らせ

不動産の相続登記は  
お済みですか？

県の職員、司法書士、  
法務局職員が講師  
です。お気軽にお越  
しください！

休日相談所と  
同時開催です！

- ①静岡県の空き家の現状と対策  
10:10~10:55 講師 静岡県職員
  - ②相続登記の手続  
10:55~11:40 講師 司法書士
  - ③法務局の相続登記の促進の取組  
11:40~12:10 講師 法務局職員
- ※定員30名程度(先着順です。)



人権イメージキャラクター  
人KENあゆみちゃん

日時

10/1日 10:10~12:10

場所

静岡地方法務局(静岡市葵区追手町9-50)

先着順です。お気軽に  
お越しください。



人権イメージキャラクター  
人KENまもる君

お問合せ先 静岡地方法務局総務課(平日午前8時半~午後5時15分)

TEL 054-254-3555(音声案内5番)